

議案第10号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書を削る。

別表第1の2の項を次のように改める。

2	削除		
---	----	--	--

別表第1の5の項から7の項までの事務の欄中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表8の項事務の欄中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表9の項事務の欄中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改める。

別表第2の1の項事務の欄中「第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号」を「第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「仮使用の承認」を「仮使用の認定」に改め、同項名称の欄中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表46の項金額（1件につき）の欄中「45の項」を「46の項」に改め、同項を同表47の項とし、同表45の項金額（1件につき）の欄第1号ア中「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、同項を同表46

の項とし、同表中44の項を45の項とし、43の項を44の項とし、同表42の項金額（1件につき）の欄第1号中「41の項」を「42の項」に、「又はイ」を「からウまで」に改め、同欄第2号ア中「41の項」を「42の項」に、「又はイ」を「からウまで」に改め、同項を同表43の項とし、同表41の項金額（1件につき）の欄第1号ア中「が交付する住宅性能評価書」を「の認定」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の規定に基づく設計住宅性能評価書の交付を受けている場合次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1戸建ての専用住宅 17,700円

(イ) 1戸建ての併用住宅 17,700円

(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た額

a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 39,000円

b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 61,700円

c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 114,900円

d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 183,300円

e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 303,900円

f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 527,700円

g 総戸数が201以上の共同住宅等 717,700円

別表第2の41の項金額（1件につき）の欄第2号ア中「又はイ」を「からウまで」に改め、同項を同表42の項とし、同表中40の項を41の項とし、2の項から39の

項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2	法第42条 第1項第5 号の規定に 基づく道路 の位置の指 定又は変更 の申請に対 する審査	道路の位 置の指定 又は変更 申請手数 料	50,000円
---	---	-----------------------------------	---------

附 則

この条例中別表第2の改正規定（同表1の項に係る部分を除く。）は平成27年4月1日から、その他の改正規定は建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行の日から施行する。

提案理由

道路位置の指定等に係る手数料及び住宅性能評価制度を活用した長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料を徴収するため、及び建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定手数料を廃止するため、並びに所要の条文整備を行うため、本案を提出する。